

高めよう 地域協働の力!

改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント



日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同 活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

1 2

構成員の合意形成をしつかり行う

役員が行う事務はお互いに確認し合う

日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう /







^{令和5年10月} 農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

福島県 農林水産部 農村振興課



構成員の合意形成をしっかり行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、 活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

- 1. 活動内容について毎年度話し合う 2. 話し合いの記録を作る
- 3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ
- ○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成 に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



規約の定めにより総会が

成立していることを確認

構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

・欠席者からは委任状をもらいます。

総会等を開催します(毎年度1回以上)

・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



もし合意形成が 不十分だったら・・・



不透明な運営



・毎年度の実施状況報告

・毎年度の活動計画

- 収支決算
- ・その他組織の運営に関する 重要な事項









不正や揉めごと の発生など



最悪の場合 交付金の返還に なるケースも・

総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など

<u>決定事項は</u>説明資料とともに<u>書面で構成員全員及び構成</u> 団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

・欠席者にも必ずお知らせしましょう。

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



(2)広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会(各集落、活動組織、団体の代表者で構成) ・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正 などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等に おける合意形成が確実に 図られたか確認します。

集落等は合意された実施 計画や活動報告を、議事 録とともに運営委員会に 提出します。

B集落

A集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を 決めます。・説明資料の作成も行います。

集落の構成員全員に合意形成のための会合を行う ことをお知らせします



<u>合意形成の場(会合)を開催</u>します(<u>毎年度1回以上</u>)

※集落の取り決めに従って合意形成を ※規約の定めにより会合が成立して 行います。

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する 重要な事項

いることを確認(過半数の出席等) 説明と質疑応答



話し合い

<u>合意事項などを議事録(メモ)</u>にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など
- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布 又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の 構成員全員に配布又は回覧します。





活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

もし合意形成が 不十分だったら・・・



不透明な運営

不正や揉めごと

交付金の 返還になる ケースも・・・ の発生など

最悪の場合

運営委員会で決まった ことは、議事録にまと め書面で各集落等に通 知するとともに、各集 落等内の全員へ周知を 依頼します。

C組織

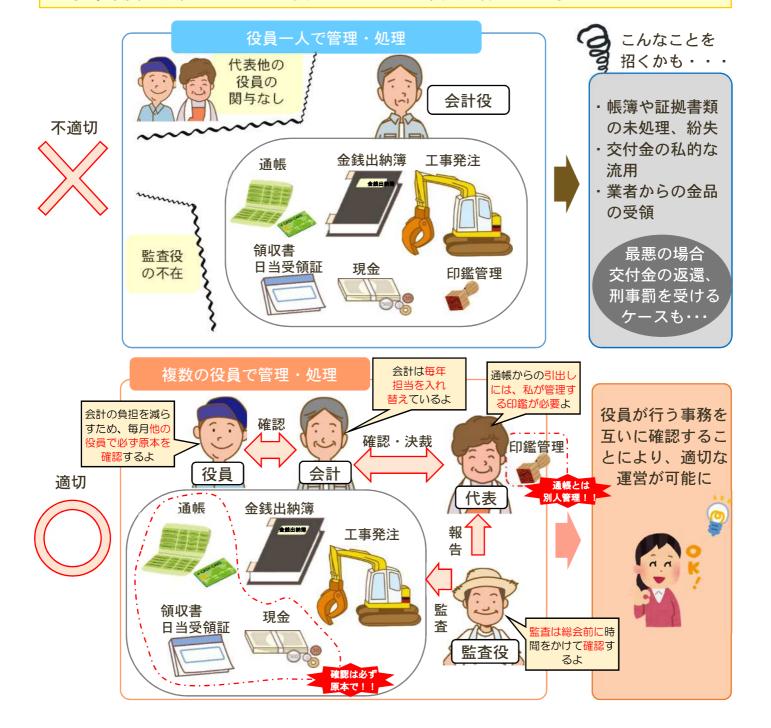
左と同じ



役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

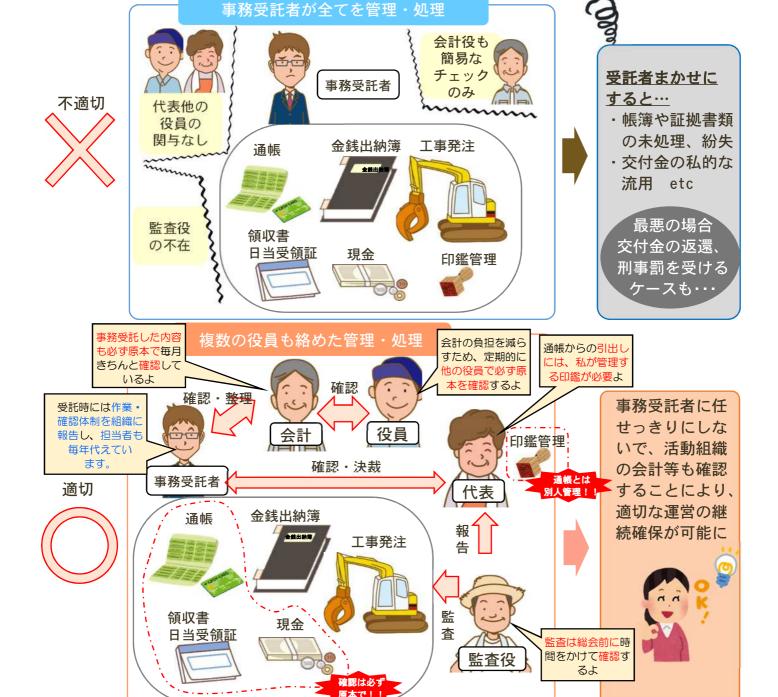


- ○活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認 しましょう。
- ○工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って 対応しましょう。
- ○毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



会計事務を委託している場合

- ○事務受託者における作業の役割分担や複数名での確認体制などをチェックし、 その内容を明文化しましょう。
- ○事務受託者が行った会計事務は、活動組織においても必ず内容を確認し、会計監査も確実に行いましょう。
- ○活動に伴う金銭の出納、工事発注などには、活動組織の役員等による確認を 組み込む等、事務受託者のみの実施とならないようにしましょう。



メイント

日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう



- ○日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図り ましょう。
- ○草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、 活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成 (ポイント 1 の場の活用)

対象活動の日当



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

最悪の場合 交付金の返還に なるケースも・・・

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と 支払額を一覧表にし、参加者本人から受領 印又はサインと受領日を記入してもらい、 管理しましょう。※1

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印 かサイン	受領日
0000	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1.700	Ð	12/1
	111111111111111111111111111111111111111					

※1 不正の発生予防として、金融機関振込も 有効です。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人から押印またはサインをもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※1

日当をまとめて 支払い (広域)活動組織

一覧表の提出

構成団体や集落の 代表者

一覧表にサイン (又は受領印)

日当支払







▲不適切な処理の実例

○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守 ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

役員等が行う事務の確認の不備 ポイント 1

活動組織で役員報酬を支払おうとした ところ通帳残高が不足し、

疑義が発覚

会計事務を受託した組織では、当該職員 一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長 年担当、他の者のチェックも行われず、 活動組織による確認も十分でなく、横領

する機会を与え <u>てしまった</u>こと

が原因

これまできちんと管理 してきているし、誰も 確認しないから、少し くらい取っても大丈夫











調査した結果、活動組織か ら会計事務を委託された組 織の職員による横領が判明

交付金の一部返還 (横領分)



不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」 「正当化」の三要素がそろった際 に発生しやすいとされ、不正の未 然防止のためには「機会」を無く <u>すことが重要</u>です。



【不正のトライアングル】

(長年担当、チェックの形骸化)

不正の発生

「正当化」

(私的な交遊費に充てたい)

「動機」

(後で穴埋めすれば問題ない)

ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が 開催されていない旨の通報







勤め人が多く構成員を総会に集めるこ <u>とが困難と役員が勝手に判断</u>し必要な

総会による合意形成を怠ったことが原

因 みんな忙しくて集まれない から、総会をやったことに して、交付金をもらうこと にしよう。



調査した結果、総会の開催を 装って、合意形成のないまま 活動していたことが判明





付金の全額返還



~多面的機能支払交付金は 農林水産省の補助事業です~



お問い合わせ先

■県

問い合わせ窓口	電話	FAX
福島県農林水産部 農村振興課 農村保全担当	024-521-7416	024-521-7545
県北農林事務所 農村整備部農地計画課	024-521-2617	024-521-2851
県中農林事務所 農村整備部農地計画課	024-935-1333	024-935-1359
県南農林事務所 農村整備部農村整備課	0248-23-1588	0248-23-1590
会津農林事務所 農村整備部農地計画課	0242-29-5333	0242-29-5357
南会津農林事務所 農村整備部農村整備課	0241-62-5273	0241-62-5349
相双農林事務所 農村整備部農地計画課	0244-26-1160	0244-26-1168
いわき農林事務所 農村整備部管理課	0246-24-6182	0246-24-6949

■福島県多面的機能支払推進協議会

問い合わせアドレス	ホームページ	
fnmk1@midorinet-fukushima.jp	https://www.f-nmk.jp/index.html	

■国の機関

問い合わせ窓口	電話	FAX
東北農政局農地整備課 事業推進対策係	022-263-1111 (内線4491)	022-216-4287